

# 株 主 各 位

大阪市阿倍野区长池町22番22号

シャープ株式会社

取締役社長 片山 幹雄

## 第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号  
グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場）メインホール  
（同封の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第117期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第117期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 役員賞与支給の件
  - 第3号議案 取締役11名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件
  - 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）継続の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面の郵送により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成23年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、61頁から62頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認の上、平成23年6月22日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。  
なお、当社は、株式会社 I C J（株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

以 上

- 
- 開会時刻（午前10時）直前は受付の混雑が予想されますので、お早目にご来場ください。（受付開始 午前8時45分）  
なお、お車でのご来場はご遠慮願います。
  - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（[http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder\\_meeting/](http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/)）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や新興国の需要拡大等により、景気に一部持ち直しの動きが見られたものの、円高基調の為替推移やデフレの進行、さらには、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による甚大な被害等から、一段と厳しい状況で推移しました。

一方、海外でも、中国を中心としたアジア諸国が引き続き高い成長を示し、米国や欧州では、総じて緩やかな回復の動きが見られましたが、中東・北アフリカ地域での政情不安による原油価格の高騰等に伴い、不透明感の強い状況が続きました。

こうした中、当社グループは、消費者のニーズに合った商品を消費地で生産・販売する「地産地消」を推進し、国際競争力の強化を図るとともに、グリーン社会の実現に、より積極的に貢献すべく、企業ビジョンの「エコ・ポジティブカンパニー」の下、省エネ・創エネ商品の創出と事業拡大を進めました。

エレクトロニクス機器では、液晶テレビ「AQUOS クアトロン」や、高画質の3D映像が楽しめるブルーレイディスクレコーダーの販売を推進しました。携帯電話では、オープンOSを搭載したスマートフォンを国内市場に投入し、ラインアップの拡充に努めました。また、当社専用端末とネットワークサービスを融合しスタートした“GALAPAGOS”事業では、スマートフォン向けにも、電子ブックストアサービスの拡充を図りました。健康・環境機器では、エアコン、冷蔵庫、掃除機等の「プラズマクラスター」技術搭載商品のラインアップの強化等により、国内外での事業拡大を推進しました。情報機器では、大幅な狭額緑化を実現したマルチディスプレイシステムにより、超大型ディスプレイの市場創出を図るとともに、高い基本性能と使いやすさを追求したデジタルフルカラー複合機のラインアップを増強し、法人ビジネスの拡大に努めました。

一方、電子部品では、スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機器向け中小型液晶パネルの旺盛な需要に対応し、高精細液晶パネルや3D液晶の拡売を図りました。太陽電池では、「グリーンフロント 堺」の太陽電池工場において、受光面に電極のないバックコンタクト構造の新型高効率単結晶太陽電池の量産を開始しました。また、米国の大手発電開発事業者であるリカレント・エナジー社を完全子会社とし、太陽電池のトータル・ソリューション・カンパニーとしての事業体制の構築に取り組みました。

こうした結果、当連結会計年度の業績は、売上高が、前年度比9.7%増の3兆219億円、営業利益は、前年度比52.0%増の788億円、経常利益は、前年度比90.8%増の591億円、当期純利益は、前年度比約4.4倍の194億円と、大幅な利益改善を図ることができました。

各部門別の状況は、概ね次のとおりです。

### エレクトロニクス機器

AV・通信機器の売上高は、家電エコポイント制度による液晶テレビやブルーレイディスクレコーダーなどの大幅な伸長により、売上高は、前年度比7.1%増の1兆4,262億円となりました。

健康・環境機器では、冷蔵庫やエアコン等の販売が順調に増加したことにより、売上高は、前年度比10.6%増の2,698億円となりました。

情報機器については、デジタルフルカラー複合機の販売が伸長したことなどにより、売上高は、前年度比2.6%増の2,739億円となりました。

### 電子部品

液晶の売上高は、家電エコポイント制度によるテレビ用大型液晶パネルの需要増や、スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機器向け等の中小型液晶パネル需要の増加により、前年度比20.8%増の6,143億円となりました。

太陽電池では、国内外の販売が好調に推移し、売上高は、前年度比27.2%増の2,654億円となりました。

一方、その他電子デバイスについては、デジタル家電向けを中心に販売価格が下落したことなどにより、売上高は、前年度比11.9%減の1,721億円となりました。

### (部門別売上高)

部 門	金 額	構 成 比	前年度比
A V ・ 通 信 機 器	14,262 <sup>億円</sup>	47.2%	107.1%
健 康 ・ 環 境 機 器	2,698	8.9	110.6
情 報 機 器	2,739	9.1	102.6
エレクトロニクス機器	19,699	65.2	106.9
液 晶	6,143	20.3	120.8
太 陽 電 池	2,654	8.8	127.2
その他電子デバイス	1,721	5.7	88.1
電 子 部 品	10,519	34.8	115.2
合 計	30,219	100.0	109.7

(注) 記載金額は、外部顧客に対する売上高であり、億円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度前半における液晶テレビの旺盛な需要に対応するため、「グリーンフロント 堺」の液晶パネル工場の能力を増強したほか、液晶テレビのバックライトや照明向けに需要が急速に拡大する青色LEDチップの生産能力増強のため、福山工場に新たに生産設備を導入、さらには「グリーンフロント 堺」の太陽電池工場における新型高効率単結晶太陽電池ラインの構築等、総額1,725億円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度は、増資及び社債の発行による調達は行っておりません。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しではありますが、「東日本大震災」による製造業のサプライチェーンへの影響や、消費マインドの一段の低下、さらには、資源価格の上昇などが懸念され、かつてない厳しい経営環境になることが予測されます。

こうした情勢に対処すべく、当社グループでは、必要部材の確保による安定生産に努めるとともに、今後、市場ニーズの高まりが予想されるLED照明などの節電型家電や、太陽電池応用商品といった省エネ・創エネ製品などの独自特長商品の創出に注力してまいります。また各液晶パネル工場における生産モデルの見直しを中心とした、事業構造改革を推進し、最適生産体制の構築に取り組むとともに、全社に至る徹底した経費削減の実現等により、一層の経営基盤強化に邁進してまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成19年度 (第114期) (平成19年4月1日 ～平成20年3月31日)	平成20年度 (第115期) (平成20年4月1日 ～平成21年3月31日)	平成21年度 (第116期) (平成21年4月1日 ～平成22年3月31日)	平成22年度 (第117期) (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)
売 上 高 (百万円)	3,417,736	2,847,227	2,755,948	3,021,973
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	168,399	△82,431	30,995	59,124
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	101,922	△125,815	4,397	19,401
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	93.17	△114.33	4.00	17.63
総 資 産 (百万円)	3,073,207	2,688,721	2,836,255	2,885,678
純 資 産 (百万円)	1,241,868	1,048,447	1,065,860	1,048,645
1株当たり純資産額 (円)	1,119.09	944.24	949.19	932.46

##### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成19年度 (第114期) (平成19年4月1日 ～平成20年3月31日)	平成20年度 (第115期) (平成20年4月1日 ～平成21年3月31日)	平成21年度 (第116期) (平成21年4月1日 ～平成22年3月31日)	平成22年度 (第117期) (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)
売 上 高 (百万円)	2,768,797	2,254,395	2,147,682	2,431,217
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	116,262	△109,008	△15,707	26,445
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	80,737	△131,524	△17,449	12,458
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	73.80	△119.51	△15.85	11.32
総 資 産 (百万円)	2,515,177	2,381,729	2,480,952	2,506,476
純 資 産 (百万円)	1,159,112	985,550	969,478	957,344
1株当たり純資産額 (円)	1,053.23	895.56	881.01	870.03

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、部門別の主要製品は、次のとおりであります。

部 門		主 要 製 品
エ レ ク ト ロ ニ ク ス 機 器	A V ・ 通 信 機 器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー、ブルーレイディスクプレーヤー、携帯電話機、モバイルコミュニケーション端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機等
	健康・環境機器	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、小型調理機器、プラズマクラスターイオン発生機、LED照明機器、ソーラー・LED照明灯、ネットワーク制御ユニット等
	情 報 機 器	POSシステム機器、ハンディーターミナル機器、電子レジスタ、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機等
電 子 部 品	液 晶 品	TFT液晶ディスプレイモジュール、デューティー液晶ディスプレイモジュール、システム液晶ディスプレイモジュール等
	太 陽 電 池	結晶太陽電池、薄膜太陽電池等
	そ の 他 電 子 デ バ イ ス	CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、フラッシュメモリ、アナログIC、衛星放送用部品、地上波デジタルチューナ、高周波モジュール、ネットワーク部品、半導体レーザ、LED、光ピックアップ、光センサ、光通信用部品、レギュレータ、スイッチング電源等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成23年 3月31日現在)

①当 社

本 社	本社 (大阪市阿倍野区)
支 社	東京支社 (千葉市美浜区)
研究・開発拠点	研究開発本部 (奈良県天理市)、生産技術開発推進本部 (奈良県天理市)、 AVシステム開発本部 (栃木県矢板市)、 ビジネスソリューション開発本部 (奈良県大和郡山市)、 ソーラーシステム開発本部 (奈良県葛城市)
生産拠点	[AV・通信機器部門] 栃木工場 (栃木県矢板市)、亀山工場 (三重県亀山市)、 広島工場 (広島県東広島市)、奈良工場 (奈良県大和郡山市) [健康・環境機器部門] 八尾工場 (大阪府八尾市) [情報機器部門] 奈良工場 [液晶部門] 三重工場 (三重県多気町)、亀山工場、天理工場 (奈良県天理市) [太陽電池部門] 葛城工場 (奈良県葛城市)、堺工場 (堺市堺区) [その他電子デバイス部門] 葛城工場、福山工場 (広島県福山市)、三原工場 (広島県三原市)

②子会社

国 内	シャープエレクトロニクスマーケティング(株) (大阪市阿倍野区) シャープシステムプロダクト(株) (千葉市美浜区) シャープマニファクチャリングシステム(株) (大阪府八尾市) シャープエンジニアリング(株) (大阪市平野区) シャープドキュメントシステム(株) (千葉市美浜区) シャープアメニティシステム(株) (大阪市平野区) シャープディスプレイプロダクト(株) (堺市堺区)
海 外	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション (アメリカ) シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ペー・ハー (ドイツ) シャープ・エレクトロニクス(ユーケー)リミテッド (イギリス) シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド (タイ) 夏普弁公設備(常熟)有限公司 (中国) 無錫夏普電子元器件有限公司 (中国) 南京夏普電子有限公司 (中国)

(7) 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員の数	前年度末比増減
国 内	29,895 <sup>名</sup>	減 293 <sup>名</sup>
海 外	25,685	増 1,874
合 計	55,580	増 1,581

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21,844 <sup>名</sup>	減 487 <sup>名</sup>	41.5 <sup>歳</sup>	19.9 <sup>年</sup>

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成23年3月31日現在)

①国 内

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	56,300 <sup>百万円</sup>
株式会社三菱東京UFJ銀行	50,000
日本生命保険相互会社	21,500
明治安田生命保険相互会社	12,500
住友生命保険相互会社	10,000
第一生命保険株式会社	8,500

②海 外

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	27,488 <sup>百万円</sup>
株式会社みずほコーポレート銀行	15,410

(注) 海外には、外貨建ての借入を含んでおります。

## (9) 重要な子会社の状況 (平成23年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シャープエレクトロニクス マーケティング(株)	2,000 <sup>百万円</sup>	※ 80.0%	家電及び事務機製品の販売
シャープシステムプロダクト(株)	1,337	100.0	システム製品の販売及びソフトウェアの開発販売
シャープマニファクチャリング システム(株)	483	100.0	生産設備機械及び金型等の製造販売
シャープエンジニアリング(株)	389	100.0	家電製品のアフターサービス
シャープドキュメントシステム(株)	301	100.0	事務機製品の販売及びアフターサービス並びにサプライ等の販売
シャープアメニティシステム(株)	422	100.0	太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事
シャープディスプレイ プロダクト(株)	15,000	93.0	液晶ディスプレイの開発、製造及び販売
シャープ・エレクトロニクス・ コーポレーション	448,292 <sup>千米ドル</sup>	100.0	家電、事務機製品及び電子部品の製造販売
シャープ・エレクトロニクス (ヨーロッパ) ゲー・エム・ ベー・ハー	51,385 <sup>千ユーロ</sup>	100.0	家電、事務機製品及び電子部品の販売
シャープ・エレクトロニクス (ユークー) リミテッド	48,115 <sup>千英ポンド</sup>	100.0	家電製品及び電子部品の製造販売並びに事務機製品の販売
シャープ・アプライアンスズ (タイランド) リミテッド	948,650 <sup>千タイバーツ</sup>	100.0	家電及び事務機製品の製造販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	34,400 <sup>千米ドル</sup>	100.0	事務機製品の製造販売
無錫夏普電子元器组件有限公司	31,500 <sup>千米ドル</sup>	※ 80.0	電子部品の製造販売
南京夏普電子有限公司	84,580 <sup>千米ドル</sup>	100.0	家電製品及び電子部品の製造販売

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

## (10) その他

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米・欧州において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

なお、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、審判開始請求を行い審判手続きが係属中であります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,110,699,887 株 (自己株式10,353,023株を含む。)
- (3) 株 主 数 130,142 名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	55,667 <sup>千株</sup>	5.06%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	45,781	4.16
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	41,910	3.81
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	41,678	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	38,873	3.53
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	30,704	2.79
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	30,658	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,207	2.65
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	26,870	2.44
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	23,293	2.12

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が4,770千株あります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当する事項はありません。
- (2) 従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年10月17日発行の第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	199,997個 (社債の金額100万円につき1個)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	2,531円
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日から平成25年9月27日まで
新株予約権付社債の残高	1,999億円

(注) 新株予約権付社債の残高について、連結貸借対照表及び貸借対照表には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき償却原価法を適用した残額(2,017億円)を計上しております。

## 4. 会社の役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成23年3月31日現在)

(※印は代表取締役)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役会長	町 田 勝 彦	積水ハウス株式会社 社外取締役
※ 取締役社長	片 山 幹 雄	
※ 取 締 役	安 達 俊 雄	副社長執行役員 経営管理担当兼法務担当
※ 取 締 役	濱 野 稔 重	副社長執行役員 海外担当
※ 取 締 役	井 淵 良 明	副社長執行役員 電子デバイス営業本部長兼液晶新規事業統轄
取 締 役	太 田 賢 司	専務執行役員 東京支社長
取 締 役	谷 口 信 之	執行役員 人事本部長
取 締 役	野 村 勝 明	執行役員 経理本部長
取 締 役	伊 藤 邦 雄	一橋大学大学院商学研究科 教授 曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役 日東電工株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	上 田 準 三	
常勤監査役	平 山 信 次	
監 査 役	中 門 弘	
監 査 役	夏 住 要 一 郎	弁護士 太陽工業株式会社 社外監査役 新家工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 伊藤邦雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、平山信次、中門 弘、夏住要一郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役 平山信次氏は、長年にわたり銀行等の業務及び経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、当社が株式を上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ております。  
 5. 代表取締役兼副社長執行役員 (AVシステム事業統轄) 松本雅史氏は、平成22年8月31日付で取締役を辞任しました。  
 6. 平成23年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しました。

(※印は代表取締役)

地 位	氏 名	担 当
※ 取 締 役	濱 野 稔 重	副社長執行役員 通信、ソーラー事業担当
※ 取 締 役	井 淵 良 明	副社長執行役員 AV、電子デバイス、液晶事業担当
※ 取 締 役	太 田 賢 司	副社長執行役員 技術担当兼東京支社長

## (2) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	伊 藤 邦 雄	曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		日東電工株式会社 社外取締役	液晶パネル等に関する部材購入の取引があります。
		三菱商事株式会社 社外取締役	原材料及び電子部品等の購入の取引があります。
		東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	同社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社との間に、損害保険契約の取引があります。
社外監査役	夏 住 要 一 郎	太陽工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		新家工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	伊 藤 邦 雄	当事業年度に開催された取締役会には16回のすべてに出席し、必要に応じて大学教授としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	平 山 信 次	当事業年度に開催された取締役会には16回のすべてに、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	中 門 弘	当事業年度に開催された取締役会には16回のすべてに、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	夏 住 要 一 郎	当事業年度に開催された取締役会には16回のうち15回に、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 12名 584百万円

監査役 4名 88百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記金額には、第117期定時株主総会に提出の役員賞与支給に係る議案に基づく取締役賞与88百万円及び監査役賞与11百万円を含んでおります。  
3. 社外取締役1名及び社外監査役3名に対する報酬等の額は71百万円であり、上記金額に含んでおります。  
4. 上記には、平成22年6月23日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び平成22年8月31日に辞任した取締役1名への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額6,000万円以内、監査役：月額650万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額についてご承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに第114期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	282百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	451百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、国際財務報告基準に関するアドバイザー業務等について対価を支払っております。

なお、海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合若しくは企業会計審議会が定める監査基準等に照らして不適切な会計監査を行っており、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出する方針であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役による監査を受ける。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、閲覧できる状態とする。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント要綱」を定め、多様なビジネスリスクの拡大に総合的かつ体系的に対応する。緊急事態が発生した場合には、「緊急時対応要綱」に基づき、組織機能の維持、迅速な復旧を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度の下、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にし、効率的に職務を執行する。

### (5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、「コンプライアンス委員会」を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」及び「競争法ホットライン」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

- (6) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社の経営については、独立性を尊重し、自主管理・自主責任に委ねることにより機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。
- (7) 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助するため、監査役室に専任の従業員（監査役スタッフ）を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。監査役スタッフの人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役への報告基準を定め、重要事項等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が、当社若しくはグループ会社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役、執行役員及び従業員は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社グループのように製造業を営む企業が、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるためには、中長期的な視点により先端技術や製造技術を自社内で開発、活用し、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものや、株主の皆様は株式の売却を強要するおそれのあるものなどの不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別の取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。今後も先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出

することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、当社のめざすべき企業ビジョンを「エコ・ポジティブカンパニー」として、環境への貢献とエレクトロニクスを通じた経済活動との両立をめざす企業風土を醸成するとともに、中期的な事業ビジョンとして、「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する。」と、「オンリーワン液晶ディスプレイでユビキタス社会に貢献する。」の2つを定め、積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めております。また、企業を取り巻く環境が激しく変化する状況の中にあっても、誠意と独自の技術をもって、世界に貢献する企業として存続するため、事業経営の基本的な視点として、①オンリーワンを旨とするモノづくり、②収益を重視した高いコスト意識、③適正な経費・在庫・投資管理に基づく強固な経営体質づくりを徹底し、収益性と安定性に優れた企業体質を構築することに努めております。さらに、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進しております。

また当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本に、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めてまいります。

これらのほか、(3)の取り組みを行っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取り組み

当社は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為（以下、「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に関するルールを『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』（以下、「本プラン」といいます。）として定めており、その概要は次のとおりです。

- ①(1)の基本方針に記載のとおり、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為に応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えており、そのためには、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えております。
- ②当社取締役会が設定するルールでは、大量買付者に対して、イ)事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供をすること、ロ)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大量買付行為を開始することを求めています。
- ③当社取締役会は、大量買付者がルールを遵守しない場合、あるいは、ルールを遵守していてもその行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置を発動することがあります。

④当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終決定いたします。なお、対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

#### (4) 本プランに対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが(1)の基本方針に沿っており、また、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない場合、あるいは、遵守していても当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、当社取締役会が大量買付者に対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。

②本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化し、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行える環境を整えるものです。また、本プランの発効・継続は、当社株主の皆様のご承認を条件としています。

③本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示するものであり、対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、対抗措置の発動等を行う際には、外部専門家等から助言を得るとともに、特別委員会の意見を最大限尊重することを定めており、本プランには当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きが盛り込まれています。

(注) 本プランの詳細については、平成22年4月27日付で「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)の一部変更及び継続について」として公表しております。このニュースリリースの全文については、当社ホームページ (<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2010/100427a.pdf>) をご参照ください。

なお、平成23年4月27日開催の取締役会において、平成23年6月23日開催予定の当社第117期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを一部変更の上継続することを決定いたしました。

その詳細は、株主総会参考書類49頁から60頁をご参照ください。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,522,550	流動負債	1,245,913
現金及び預金	247,888	支払手形及び買掛金	531,638
受取手形及び売掛金	392,780	短期借入金	128,453
たな卸資産	486,060	1年内償還予定の社債	10,290
繰延税金資産	93,810	コマーシャル・ペーパー	139,766
未収入金	184,646	未払費用	169,991
その他	120,096	賞与引当金	29,434
貸倒引当金	△ 2,730	製品保証引当金	14,975
固定資産	1,359,894	その他	221,366
有形固定資産	964,914	固定負債	591,120
建物及び構築物	840,912	社債	215,046
機械装置及び運搬具	1,607,772	新株予約権付社債	201,783
工具、器具及び備品	391,308	長期借入金	125,623
土地	100,124	退職給付引当金	4,618
建設仮勘定	31,269	その他	44,050
その他	42,443	負債合計	1,837,033
減価償却累計額	△2,048,914	純資産の部	
無形固定資産	86,119	株主資本	1,108,278
工業所有権	12,250	資本金	204,676
ソフトウェア	46,189	資本剰余金	268,530
その他	27,680	利益剰余金	648,935
投資その他の資産	308,861	自己株式	△ 13,863
投資有価証券	97,832	その他の包括利益累計額	△ 82,245
繰延税金資産	101,259	その他有価証券評価差額金	5,915
その他	110,442	繰延ヘッジ損益	△ 1,028
貸倒引当金	△ 672	為替換算調整勘定	△ 85,317
繰延資産	3,234	在外子会社の年金債務調整額	△ 1,815
社債発行費	2,316	少数株主持分	22,612
その他	918	純資産合計	1,048,645
資産合計	2,885,678	負債純資産合計	2,885,678

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高	3, 021, 973
売 上 原 価	2, 452, 345
売 上 総 利 益	569, 628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	490, 732
営 業 利 益	78, 896
営 業 外 収 益	37, 487
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3, 119
そ の 他 の 営 業 外 収 益	34, 368
営 業 外 費 用	57, 259
支 払 利 息	8, 001
そ の 他 の 営 業 外 費 用	49, 258
経 常 利 益	59, 124
特 別 利 益	1, 787
固 定 資 産 売 却 益	156
退 職 給 付 制 度 終 了 益	1, 631
特 別 損 失	20, 031
固 定 資 産 除 売 却 損	7, 376
事 業 構 造 改 革 費 用	12, 655
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	40, 880
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26, 927
法 人 税 等 調 整 額	△ 7, 244
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	21, 197
少 数 株 主 利 益	1, 796
当 期 純 利 益	19, 401

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高	204,676	
当期末残高	204,676	
資本剰余金		
前期末残高	268,534	
当期変動額		
自己株式の処分	△ 4	
当期変動額合計	△ 4	
当期末残高	268,530	
利益剰余金		
前期末残高	649,795	
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	△ 14	
在外子会社の年金債務調整額への振替額	1,203	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 22,008	
当期純利益	19,401	
連結範囲の変動	△ 438	
持分法の適用範囲の変動	996	
当期変動額合計	△ 2,049	
当期末残高	648,935	
自己株式		
前期末残高	△ 13,805	
当期変動額		
自己株式の取得	△ 68	
自己株式の処分	10	
当期変動額合計	△ 58	
当期末残高	△ 13,863	
株主資本合計		
前期末残高	1,109,200	
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	△ 14	
在外子会社の年金債務調整額への振替額	1,203	
当期変動額		
剰余金の配当	△ 22,008	
当期純利益	19,401	
連結範囲の変動	△ 438	
持分法の適用範囲の変動	996	
自己株式の取得	△ 68	
自己株式の処分	6	
当期変動額合計	△ 2,111	
当期末残高	1,108,278	
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7,372	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,457	
当期変動額合計	△ 1,457	
当期末残高	5,915	
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	218	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,246	
当期変動額合計	△ 1,246	
当期末残高	△ 1,028	

為替換算調整勘定		
前期末残高	△	72,283
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	13,034
当期変動額合計	△	13,034
当期末残高	△	85,317
在外子会社の年金債務調整額		
前期末残高		-
在外子会社の年金債務調整額への振替額	△	1,203
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	612
当期変動額合計	△	612
当期末残高	△	1,815
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△	64,693
在外子会社の年金債務調整額への振替額	△	1,203
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	16,349
当期変動額合計	△	16,349
当期末残高	△	82,245
少数株主持分		
前期末残高		21,353
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1,259
当期変動額合計		1,259
当期末残高		22,612
純資産合計		
前期末残高		1,065,860
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	△	14
在外子会社の年金債務調整額への振替額		0
当期変動額		
剰余金の配当	△	22,008
当期純利益		19,401
連結範囲の変動	△	438
持分法の適用範囲の変動		996
自己株式の取得	△	68
自己株式の処分		6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	15,090
当期変動額合計	△	17,201
当期末残高		1,048,645

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 70社

主要な連結子会社の名称

「事業報告1. 企業集団の現況に関する事項(9) 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

このうち、iDeepソリューションズ(株)他6社については、当連結会計年度において新たに設立したため、それぞれ連結の範囲に含めております。また、リカレント・エナジー・エル・エル・シー他5社については、当連結会計年度において買収したため、それぞれ連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度まで非連結子会社であったソシエテ・フランセーズ・デキップモン・ビュロティック・エス・ア・エスを、重要性の観点から連結の範囲に含めております。一方、夏普電子股份有限公司は清算終了したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

なお、リカレント・エナジー・エル・エル・シーについては、傘下の太陽光発電プラントに係る子会社(278社)をすべて連結の範囲に含めておりますが、連結子会社を数えるうえでは、同社が太陽光発電プラントの開発事業者である実態を考慮し、同社と傘下のすべての子会社を合わせて1社とみなしております。

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 シャープ・インディア・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用関連会社の数 23社

主要な会社等の名称 シャープ・ロキシー(ホンコン)リミテッド

このうち、スリーサン・エス・アール・エル他2社については、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用会社に加えております。また、関西リサイクルシステムズ(株)を、当連結会計年度より重要性の観点から持分法適用会社に加えております。

### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッド

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他11社は12月31日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)  
時価のないもの……………主として総平均法による原価法

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。  
在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場、亀山工場及び堺の液晶工場の機械及び装置については定額法によっております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

###### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### ③ 製品保証引当金

過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

###### ④ 退職給付引当金

当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 持分法に関する会計基準等

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日公表分 企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 実務対応報告第24号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 資産除去債務に関する会計基準等

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(3) 企業結合に関する会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第23号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第7号)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 公表分 企業会計基準第16号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

7. 追加情報

(包括利益の表示に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第25号)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳	
製品	191,628百万円
仕掛品	206,614百万円
原材料及び貯蔵品	87,818百万円
合計	<u>486,060百万円</u>
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
連結子会社の長期借入金7,574百万円の担保として、当該会社の以下の資産(帳簿価額)を担保に供してあります。	
現金及び預金	5,725百万円
投資その他の資産のその他	6,486百万円
合計	<u>12,211百万円</u>
3. 保証債務	
従業員住宅資金借入に対する保証	28,597百万円
銀行借入に対する保証	
関西リサイクルシステムズ(株)	50百万円
小計	<u>50百万円</u>
合計	<u>28,647百万円</u>
4. 受取手形割引高	354百万円
5. その他	
TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米・欧州において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。	
なお、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、審判開始請求を行い審判手続きが係属中であります。	

(連結損益計算書に関する注記)

1. 退職給付制度終了益	
一部の海外連結子会社における、確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行によるものであります。	
2. 事業構造改革費用	
液晶パネル工場の再編に係るものであり、主として高付加価値製品の需要増に対応するための体制整備に伴い発生した休止固定資産の維持管理費用であります。	

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式

1, 110, 699, 887株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	11,004百万円	10円	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	11,004百万円	10円	平成22年9月30日	平成22年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは平成23年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	7,702百万円	利益剰余金	7円	平成23年3月31日	平成23年6月24日

3. 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年10月17日発行)に付された新株予約権	普通株式	79,018,964株	0株	0株	79,018,964株

- (注) 1. 前連結会計年度末欄及び当連結会計年度末欄の新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ前連結会計年度末及び当連結会計年度末における転換価額で算出される最大整数であります。  
2. 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主にエレクトロニクス機器及び電子部品等の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。

余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパーの発行及び銀行借入により調達しております。

長期借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引であります。

これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権及び長期貸付金については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	247,888	247,888	0
(2) 受取手形及び売掛金	392,780	389,028	△ 3,752
(3) 未収入金	184,646	184,646	0
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	—	—	—
②子会社株式及び関連会社株式	3,364	2,866	△ 498
③その他有価証券	49,424	49,424	0
資産計	878,102	873,852	△ 4,250
(5) 支払手形及び買掛金	531,638	531,638	0
(6) 短期借入金	128,453	128,453	0
(7) コマーシャル・ペーパー	139,766	139,766	0
(8) 社債	225,336	229,283	3,947
(9) 新株予約権付社債	201,783	195,997	△ 5,786
(10) 長期借入金	125,623	126,992	1,369
負債計	1,352,599	1,352,129	△ 470
(11) デリバティブ取引(*)	△ 1,159	△ 1,166	△ 7

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

#### (3) 未収入金

未収入金は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は主に期末前1ヶ月の取引所価格の平均に基づいております。

#### (5) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 短期借入金

短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (7) コマーシャル・ペーパー

コマーシャル・ペーパーはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 社債  
市場性のあるものは取引所価格、市場性のないものは取引金融機関の提示価格によっております。
- (9) 新株予約権付社債  
新株予約権付社債については、市場性のあるものは取引所価格、市場性のないものは取引金融機関の提示価格によっております。
- (10) 長期借入金  
長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) デリバティブ取引  
為替予約等の振当処理によるものの時価は、期末日の先物為替相場により算定しております。  
通貨スワップ取引及び金利スワップ取引の時価は、取引金融機関の提示価格によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額36,567百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額8,477百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	932円46銭
2. 1株当たり当期純利益	17円63銭

### (その他の注記)

企業結合等関係

取得による企業結合

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠
- ①被取得企業の名称及びその事業の内容  
被取得企業の名称 リカレント・エナジー・エル・エル・シー  
事業の内容 太陽光発電プラントの開発及び販売事業
- ②企業結合を行った主な理由  
北米ソーラー市場は、電力会社向けプロジェクトを中心に大幅な需要の拡大が見込まれており、この電力会社向けビジネスではディベロッパーの役割が大きいことから、太陽光発電プラントの開発・販売を行う米国大手のソーラーディベロッパー(太陽光発電プラントの開発事業者)であるリカレント・エナジー・エル・エル・シーの完全子会社化により、当社がソーラー事業の更なる拡大に必要なディベロッパー機能を取得するためであります。

③企業結合日

平成22年11月4日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする出資持分の取得

⑤結合後企業の名称

リカレント・エナジー・エル・エル・シー

⑥取得した議決権比率

持分取得後の議決権比率 100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるシャープ・ユーエス・ホールディング・インクによる現金を対価とする出資持分の取得のためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年1月1日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 企業結合日のリカレント・エナジー・エル・エル・シー	24,820百万円
への出資額	
取得に直接要した費用	230百万円
取得原価	25,050百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

15,403百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	875百万円
固定資産	14,827百万円
資産合計	15,702百万円
流動負債	3,939百万円
固定負債	2,543百万円
負債合計	6,482百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	194百万円
税金等調整前当期純損失	4,291百万円
当期純損失	4,287百万円

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

# 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>1,236,867</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,025,739</b>
現金及び預金	161,199	支払手形	5,227
受取手形	12	買掛金	494,394
売掛金	362,610	1年内償還予定の社債	10,000
製品	90,768	コマーシャル・ペーパー	131,000
仕掛品	186,990	リース債務	5,020
原材料及び貯蔵品	53,156	未払金	93,419
前渡金	19,748	未払費用	105,625
前払費用	1,019	未払法人税等	1,187
繰延税金資産	68,185	前受金	79,564
未収入金	230,900	預り金	70,008
その他	65,375	賞与引当金	19,800
貸倒引当金	△ 3,100	役員賞与引当金	100
<b>固定資産</b>	<b>1,267,293</b>	製品保証引当金	8,460
<b>有形固定資産</b>	<b>644,225</b>	その他の	1,929
建物	282,674	<b>固定負債</b>	<b>523,393</b>
構築物	13,120	社債	210,000
機械及び装置	188,118	新株予約権付社債	201,782
車両運搬具	99	長期借入金	94,800
工具、器具及び備品	23,888	リース債務	12,907
土地	94,163	その他の	3,902
リース資産	18,196	<b>負債合計</b>	<b>1,549,132</b>
建設仮勘定	23,964	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>54,284</b>	<b>株主資本</b>	<b>953,327</b>
工業所有権	11,832	資本金	204,675
施設利用権	512	資本剰余金	268,530
ソフトウェア	41,939	資本準備金	261,415
<b>投資その他の資産</b>	<b>568,783</b>	その他資本剰余金	7,115
投資有価証券	49,799	<b>利益剰余金</b>	<b>493,984</b>
関係会社株式	324,519	利益準備金	26,115
関係会社出資金	39,855	その他利益剰余金	467,869
長期前払費用	37,304	特別償却準備金	10,756
繰延税金資産	89,596	固定資産圧縮積立金	4,146
その他	27,720	退職給与積立金	1,756
貸倒引当金	△ 12	別途積立金	417,950
<b>繰延資産</b>	<b>2,315</b>	繰越利益剰余金	33,261
社債発行費	2,315	<b>自己株式</b>	<b>△ 13,863</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,506,476</b>	評価・換算差額等	4,016
		その他有価証券評価差額金	5,067
		繰延ヘッジ損益	△ 1,050
		<b>純資産合計</b>	<b>957,344</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,506,476</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高	2,431,217
売 上 原 価	2,154,693
売 上 総 利 益	276,523
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	266,509
営 業 利 益	10,014
営 業 外 収 益	66,834
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,098
そ の 他 の 営 業 外 収 益	30,736
営 業 外 費 用	50,403
支 払 利 息	5,291
そ の 他 の 営 業 外 費 用	45,111
経 常 利 益	26,445
特 別 利 益	65
固 定 資 産 売 却 益	65
特 別 損 失	19,693
固 定 資 産 除 売 却 損	7,038
事 業 構 造 改 革 費 用	12,654
税 引 前 当 期 純 利 益	6,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,760
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,400
当 期 純 利 益	12,458

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	204,675
当期末残高	204,675
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	261,415
当期末残高	261,415
その他資本剰余金	
前期末残高	7,118
当期変動額	
自己株式の処分	△ 3
当期変動額合計	△ 3
当期末残高	7,115
資本剰余金合計	
前期末残高	268,533
当期変動額	
自己株式の処分	△ 3
当期変動額合計	△ 3
当期末残高	268,530
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	26,115
当期末残高	26,115
その他利益剰余金	
特別償却準備金	
前期末残高	17,606
当期変動額	
特別償却準備金の取崩	△ 6,850
当期変動額合計	△ 6,850
当期末残高	10,756
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	4,248
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 102
当期変動額合計	△ 102
当期末残高	4,146
退職給与積立金	
前期末残高	1,756
当期末残高	1,756
別途積立金	
前期末残高	457,950
当期変動額	
別途積立金の取崩	△ 40,000
当期変動額合計	△ 40,000
当期末残高	417,950
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 4,140
当期変動額	
特別償却準備金の取崩	6,850
固定資産圧縮積立金の取崩	102
別途積立金の取崩	40,000
剰余金の配当	△ 22,008
当期純利益	12,458
当期変動額合計	37,401
当期末残高	33,261

利益剰余金合計	
前期末残高	503,534
当期変動額	
剰余金の配当	△ 22,008
当期純利益	12,458
当期変動額合計	△ 9,550
当期末残高	493,984
自己株式	
前期末残高	△ 13,804
当期変動額	
自己株式の取得	△ 68
自己株式の処分	9
当期変動額合計	△ 58
当期末残高	△ 13,863
株主資本合計	
前期末残高	962,939
当期変動額	
剰余金の配当	△ 22,008
当期純利益	12,458
自己株式の取得	△ 68
自己株式の処分	6
当期変動額合計	△ 9,611
当期末残高	953,327
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	6,510
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,443
当期変動額合計	△ 1,443
当期末残高	5,067
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	27
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,078
当期変動額合計	△ 1,078
当期末残高	△ 1,050
評価・換算差額等合計	
前期末残高	6,538
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,522
当期変動額合計	△ 2,522
当期末残高	4,016
純資産合計	
前期末残高	969,478
当期変動額	
剰余金の配当	△ 22,008
当期純利益	12,458
自己株式の取得	△ 68
自己株式の処分	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,522
当期変動額合計	△ 12,133
当期末残高	957,344

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法  
その他有価証券

時価のあるもの……………期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌事業年度より費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,836,148百万円
2. (1) 保証債務	
従業員住宅資金借入に対する保証	28,596百万円
銀行借入に対する保証	
関西リサイクルシステムズ㈱	50百万円
ビー・ティー・シャープ・セミコンダクター・インドネシア	576百万円
合計	<u>29,223百万円</u>
(2) 経営指導念書等	
子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書であります。	
シャープ・インターナショナル・ファイナンス(ユナイテッド キングダム)ピー・エル・シー	8,700百万円
シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション	5,065百万円
合計	<u>13,766百万円</u>
3. 関係会社に対する短期金銭債権	276,931百万円
関係会社に対する長期金銭債権	30百万円
関係会社に対する短期金銭債務	218,823百万円
関係会社に対する長期金銭債務	11,651百万円

#### 4. その他

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米・欧州において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

なお、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、審判開始請求を行い審判手続きが係属中であります。

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	1,539,856百万円
関係会社よりの仕入高	973,231百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高	74,779百万円
2. 事業構造改革費用	
液晶パネル工場の再編に係るものであり、主として高付加価値製品の需要増に対応するための体制整備に伴い発生した休止固定資産の維持管理費用であります。	

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	10,353,023株

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

##### (繰延税金資産)

たな卸資産	32,481百万円
賞与引当金	8,038百万円
ソフトウェア	20,023百万円
長期前払費用	16,567百万円
繰越欠損金	71,123百万円
その他	35,164百万円
繰延税金資産小計	183,396百万円
評価性引当額	△ 2,738百万円
繰延税金資産合計	180,658百万円

##### (繰延税金負債)

特別償却準備金	△ 7,352百万円
固定資産圧縮積立金	△ 2,834百万円
その他	△ 12,691百万円
繰延税金負債合計	△ 22,877百万円
繰延税金資産の純額	157,781百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

1. 当事業年度末日における取得原価相当額	81,094百万円
2. 当事業年度末日における減価償却累計額相当額	64,034百万円
3. 当事業年度末日における未経過リース料相当額	17,060百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	870円03銭
2. 1株当たり当期純利益	11円32銭

(その他の注記)

企業結合等関係

連結注記表の「その他の注記」の「企業結合等関係」に記載しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 9日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 公江 祐輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 9日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 公江 祐輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成本 弘治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会において審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換に努め、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監査するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。また、当該基本方針の実現のための取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

シャープ株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 準 三 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 平 山 信 次 ㊟

監 査 役  
(社外監査役) 中 門 弘 ㊟

監 査 役  
(社外監査役) 夏 住 要一郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、株主還元を実施する方針としております。

当期末の配当は、この方針及び足元の業績動向等を勘案し、1株につき7円とさせていただきます。なお、すでに平成22年12月1日に1株につき10円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は前期と同じく1株につき17円となります。また、その他の剰余金につきましては、次のとおり別途積立金60億円を積み立てることといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円 総額7,702,428,048円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月24日（金曜日）

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

### 第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役1名）及び監査役4名に対し、当期の連結業績等を勘案して、取締役賞与として総額88,500,000円（うち社外取締役分1,500,000円）、監査役賞与として総額11,500,000円を支給することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、平成20年6月に取締役の員数の適正化及び執行役員制度の導入を行い、また平成21年6月には社外取締役を選任いただくなど、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりました。その後も、コーポレート・ガバナンスの充実について検討してまいりました結果、社外取締役を1名増員して2名とし、取締役会による意思決定及び取締役の職務執行の監督の機能をさらに強化することといたしました。

つきましては、社外取締役の増員に加え、経営体制を強化するため、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まち だ かつ ひこ 町 田 勝 彦 (昭和18年6月22日生)	昭和44年3月 当社入社 昭和62年6月 同 取締役 平成2年4月 同 常務取締役 平成4年10月 同 代表取締役専務取締役 平成10年6月 同 代表取締役社長 平成19年4月 同 代表取締役会長 平成20年6月 同 代表取締役会長兼CEO 平成22年4月 同 代表取締役会長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 積水ハウス株式会社 社外取締役	191,653株
2	かた やま みき お 片 山 幹 雄 (昭和32年12月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 同 取締役 平成17年5月 同 常務取締役 平成18年4月 同 代表取締役専務取締役 平成19年4月 同 代表取締役社長 平成20年6月 同 代表取締役社長兼COO 平成22年4月 同 代表取締役社長、現在に至る。	35,605株
3	あ だち とし お 安 達 俊 雄 (昭和23年7月20日生)	平成8年10月 通商産業省大臣官房審議官 平成13年1月 内閣府沖縄振興局長 平成13年7月 同 政策統括官 平成15年9月 当社入社 平成16年6月 同 取締役 平成17年5月 同 常務取締役 平成18年4月 同 代表取締役専務取締役 平成19年4月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(経営管理担当兼法務担当)	33,016株
4	はま の とし しげ 濱 野 稔 重 (昭和21年7月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年6月 同 取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成14年4月 同 代表取締役専務取締役 平成20年5月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(通信、ソーラー事業担当)	28,791株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	井 淵 良 明 (昭和22年1月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 同 取締役 平成16年5月 同 常務取締役 平成19年4月 同 代表取締役専務取締役 平成20年5月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(A V、電子デバイス、 液晶事業担当)	21,717株
6	太 田 賢 司 (昭和23年2月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 同 取締役 平成15年5月 同 常務取締役 平成17年5月 同 代表取締役専務取締役 平成20年6月 同 取締役兼専務執行役員 平成23年4月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(技術担当兼東京支社 長)	34,125株
7	谷 口 信 之 (昭和33年5月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成11年10月 同 人事本部人事部長 平成15年8月 同 A V C液晶事業本部事業戦略推 進室長 平成16年10月 同 人事本部副本部長 平成19年4月 同 人事本部長 平成19年6月 同 取締役人事本部長 平成20年6月 同 取締役兼執行役員人事本部長、 現在に至る。	15,710株
8	野 村 勝 明 (昭和32年2月7日生)	昭和56年4月 当社入社 平成11年4月 同 I C事業本部経理部長 平成19年10月 同 A V C液晶事業本部A V C液晶 第1事業部長 平成20年4月 同 A V C液晶事業本部副本部長兼 A V C液晶第2事業部長 平成21年3月 同 経理本部副本部長兼経理部長 平成21年10月 同 A Vシステム管理本部長 平成22年4月 同 執行役員経理本部長 平成22年6月 同 取締役兼執行役員経理本部長、 現在に至る。	12,526株
9	伊 藤 邦 雄 (昭和26年12月13日生)	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学 部長 平成16年12月 同大学副学長・理事 平成18年12月 同大学大学院商学研究科教授、 現在に至る。 平成21年6月 当社取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 一橋大学大学院商学研究科 教授 曙プレーキ工業株式会社 社外取締役 日東電工株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	2,539株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	※ 菅野信行 (昭和23年5月26日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年10月 同 海外事業本部副本部長（アジア・中国担当） 平成18年6月 同 取締役海外事業本部副本部長（中国担当）兼中国統轄 平成20年4月 同 常務取締役海外事業本部部長兼中国総括 平成20年6月 同 常務執行役員海外事業統轄兼海外営業本部長兼中国総括 平成22年4月 同 常務執行役員中国本部長 平成23年4月 同 専務執行役員中国本部長、現在に至る。  (重要な兼職の状況) 無錫夏普電子元器件有限公司 董事長 南京夏普電子有限公司 董事長 夏普商貿(中国)有限公司 董事長	18,627株
11	※ 加藤誠 (昭和15年12月13日生)	平成7年6月 伊藤忠商事株式会社取締役 平成9年4月 同 常務取締役 平成10年4月 同 代表取締役専務取締役 平成13年4月 同 代表取締役副社長 平成18年4月 同 取締役副会長 平成19年6月 同 相談役（平成22年7月退任）	5,000株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 当社は、菅野信行氏が董事長に就任している無錫夏普電子元器件有限公司（間接所有を含め当社の80%出資子会社）との間で電子部品の材料及び完成品の取引等があります。なお、同氏が董事長に就任している他の2社はいずれも当社の100%出資子会社であります。また、加藤 誠氏とアドバイザー契約を締結し、当社の経営戦略等に関するアドバイスを受けております。（アドバイザー契約は平成23年6月23日に終了いたします。）その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者が所有する当社株式の数には、シャープ役員持株会における持分を含んでおります。
4. 伊藤邦雄、加藤 誠の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

伊藤邦雄候補者

- (1) 同氏は、大学における会計学、経営学、コーポレート・ガバナンス論などの長年にわたる研究及び異なる事業分野の企業の社外役員の経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏が東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役に在任中の平成19年3月に、保険金の不適切な不払いを理由として、金融庁から業務の一部停止命令を含む行政処分を受けました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。また、事後には、同社監査役会及び取締役会において、社外の視点から再発防止に向けた提言等を行いました。
- (3) 同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は2年であります。
- (4) 同氏と当社の間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

加藤 誠候補者

- (1) 同氏は、長年にわたり総合商社の業務及び経営に携わってこられた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
  - (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、伊藤邦雄氏を当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続する予定です。また、加藤 誠氏についても、独立役員に指定し、届け出を行う予定であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 上田準三、中門 弘の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえ だ じゅん ぞう 上 田 準 三 (昭和21年6月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年5月 同 経営システム革新プロジェクトチームチーフ 平成7年10月 同 経理本部証券財務部長 平成11年10月 同 経理本部証券財務部長兼IR室長 平成14年3月 同 広報室長 平成19年6月 同 常勤監査役、現在に至る。	21,977株
2	※ おく むら ま す お 奥 村 萬 壽 雄 (昭和22年11月8日生)	平成13年5月 大阪府警察本部長 平成14年8月 警察庁警備局長 平成16年1月 警視総監 平成18年3月 財団法人全日本交通安全協会理事長、現在に至る。  (重要な兼職の状況) 財団法人全日本交通安全協会 理事長 株式会社テレビ朝日 社外監査役	5,000株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  3. 候補者が所有する当社株式の数には、シャープ役員持株会における持分を含んでおります。
  4. 奥村萬壽雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。  
(社外監査役候補者に関する記載事項)
    - (1) 奥村萬壽雄氏は、警察関係での要職を歴任された経験を活かした客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行の適法性、適正性を監査いただけることから、社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
    - (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
  5. 奥村萬壽雄氏につきましては、当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出を行う予定であります。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)継続の件

当社は、第116期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」(以下、「現行買収防衛策」といいます。)を継続いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策に関する動向等を勘案しながら現行買収防衛策について検討を進めてまいりました結果、平成23年4月27日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行買収防衛策を、その有効期間を平成26年6月末までに開催予定の第120期定時株主総会終結の時までとした上で継続することを決定いたしました。(以下、変更後の買収防衛策を「本買収防衛策」といいます。)

なお、当社は買収防衛策について、平成18年4月の導入以降、会社法や金融商品取引法の施行も含め、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しを行ってまいりましたが、買収防衛策の制度の運営がほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができることなどを総合的に勘案し、今回から有効期間を3年間としております。

また、当社は本総会において社外取締役の増員を含む取締役選任議案を提案しております。社外取締役の増員により、取締役会による意思決定及び取締役の職務執行の監督機能をさらに強化し、買収防衛策につきましても引き続き適切な運営に努めてまいり所存です。

本買収防衛策は、当社株式の大量買付者に対して、十分な情報提供及び適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めるものであり、大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付行為に応じるか否かについての株主の皆様のお機を奪うものではありません。

本買収防衛策の内容は、49頁から60頁に記載しております。

つきましては、本買収防衛策の継続についてご承認をお願いしたいと存じます。

(本買収防衛策の内容)

### 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ないで行われる株式の買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうもの、株主の皆様が株式の売却を強要するおそれのあるもの、買付行為の内容や買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものなど、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要な不可欠と

なりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあり、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することも欠かすことができません。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

## **II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み**

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、III. に記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

### **1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み**

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

今後も当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、当社グループは、当社のめざすべき企業ビジョンを「エコ・ポジティブ カンパニー」とし、環境への貢献とエレクトロニクスを通じた経済活動との両立をめざす企業風土を醸成してまいります。

また、中期的な事業ビジョンとして、「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する。」と、「オンリーワン液晶ディスプレイでユビキタス社会に貢献する。」の2つを定め、積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めております。

これら企業ビジョン・事業ビジョンの実現をめざし、企業を取り巻く環境が激しく変化する状況の中にあっても、いたずらに規模のみを追わず、誠意と独自の技術をもって、世界に貢献する企業として存続するため、事業経営の基本的な視点として、①オンリーワンを旨とするモノづくり、②収益を重視した高いコスト意識、③適正な経費・在庫・投資管理に基づく強固な経営体質づくりを徹底し、収益性と安定性に優れた企業体質を構築することに努めております。

さらに、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって業務を遂行することの重要性を十分認識して事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動

の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進しております。

## 2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めてまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、I. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みを、次のとおりといたします。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次に掲げる買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大量買付ルールの遵守を求め、これを遵守しない場合など、一定の場合において、相当と認められる対応を行うこと。

- ・当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ<sup>(注)</sup>の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為
- ・結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下では、これらの買付行為を「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。また、1. から4. に記載する当社株式の大量買付行為に関する対応プランを「本プラン」といいます。）

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

### 1. 本プランの必要性

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われる場合、これに応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から以下のような事項について必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えております。

- ・大量買付行為が当社グループに与える影響や大量買付者が考える当社グループの経営方針、事業計画の内容
- ・顧客、取引先、従業員等の当社グループのステークホルダーへの影響
- ・当社取締役会の当該大量買付行為に対する意見や代替案など

このため、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えます。

## 2. 大量買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、(1)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。具体的には以下のとおりです。

### (1) 大量買付情報の提供

- ①大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合は、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。
- ②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために、大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。大量買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。
  - (a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
  - (b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）
  - (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
  - (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
  - (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
  - (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容
- ③当社取締役会は、大量買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで追加の情報提供を求めます。
- ④当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合及び大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合、適時適切な方法によりその旨を開示いたします。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報について、当社株主の皆様への判断のために必要であると認める事項を、一般的に適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

### (2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大量買付情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、

意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるものとし、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、3. に定める特別委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。また、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

### 3. 特別委員会の設置

当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、4. に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。

なお、特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は別添1のとおりです。

### 4. 対抗措置の取り扱い

#### (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

#### (2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守せずに買付行為を開始した場合又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添2に記載のとおりとします。

なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発行時の状況により、別添2に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

#### (3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合でも、以下のような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断いたします。

- ①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。
- ⑤その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

当社取締役会は、上記と判断される大量買付行為が開始された場合には、(2)と同様の対抗措置を発動することがあります。

#### (4) 対抗措置発動の中止について

対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

## IV. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

### 1. 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

### 2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主及び投資家の皆様に適時適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

ただし、Ⅲ. 4. (4)に記載のとおり、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取り止めることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様の、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### 3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、その手続等について適時適切な方法によりお知らせします。

## V. 本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランは、I. に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### 1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。

### 2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた買収防衛策導入時の遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

### 3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

## **VI. その他**

### **1. 本プランの継続決定に至る経緯**

本プランは、平成23年4月27日開催の当社取締役会において、平成23年6月23日開催予定の当社第117期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前のものを見直し、継続することを決定しました。なお、社外監査役3名を含む4名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

### **2. 本プランの有効期間等**

本プランの有効期間は、平成23年6月23日開催予定の当社第117期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、当該定時株主総会終結時から平成26年6月30日までに開催される第120期定時株主総会終結の時までとします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じてⅠ. Ⅱ. の内容及び本プランを見直すことがあります。当社は、本プランが継続、廃止又は変更された場合には速やかに開示いたします。

以 上

## 別添1：特別委員会の概要

### 1. 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は3名以上とし、当社及び当社の業務を執行する取締役から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から取締役会が選任する。
- ・委員の任期は1年間とする。ただし、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。  
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①対抗措置の発動の可否
  - ②取締役会が予定する対抗措置の当否
  - ③対抗措置の中止の要否
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

### 2. 特別委員会委員

矢嶋 英敏（やじま ひでとし）	昭和10年1月25日生
略 歴	平成2年6月 株式会社島津製作所取締役
	平成6年6月 同 常務取締役
	平成8年6月 同 専務取締役
	平成10年6月 同 代表取締役社長
	平成15年6月 同 代表取締役会長
	平成21年6月 同 相談役、現在に至る。

加護野 忠男 (かごの ただお)	昭和22年11月12日生
略 歴	昭和63年11月 神戸大学経営学部教授 平成10年4月 同大学経営学部長 平成11年4月 同大学大学院経営学研究科教授 平成23年4月 甲南大学特別客員教授、現在に至る。
伊藤 邦雄 (いとう くにお)	昭和26年12月13日生
略 歴	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年12月 同大学副学長・理事 平成18年12月 同大学大学院商学研究科教授、 現在に至る。 平成21年6月 当社取締役 (社外取締役)、現在に至る。
中門 弘 (ちゅうもん ひろし)	昭和12年3月8日生
略 歴	昭和60年9月 茨城県警察本部長 昭和63年7月 警察庁刑事局長 平成3年1月 大阪府警察本部長 平成4年12月 公害健康被害補償不服審査会委員 平成9年12月 財団法人競馬保安協会理事長 平成15年6月 当社監査役 (社外監査役)、現在に至る。
夏住 要一郎 (なつずみ よういちろう)	昭和24年3月4日生
略 歴	昭和50年4月 弁護士登録、色川法律事務所入所、 現在に至る。 平成20年6月 当社監査役 (社外監査役)、現在に至る。

なお、平成23年6月23日開催予定の第117期定時株主総会において、取締役及び監査役の選任議案がそれぞれ原案どおり承認された場合、特別委員会委員は次のとおりとなる予定です。

伊藤 邦雄 (いとう くにお)	当社取締役 (社外取締役)
加藤 誠 (かとう まこと)	当社取締役 (社外取締役)
夏住 要一郎 (なつずみ よういちろう)	当社監査役 (社外監査役)
奥村 萬壽雄 (おくむら ますお)	当社監査役 (社外監査役)

加藤 誠氏及び奥村萬壽雄氏の略歴は次のとおりです。

加藤 誠 (かとう まこと)	昭和15年12月13日生
略 歴	平成7年6月 伊藤忠商事株式会社取締役
	平成9年4月 同 常務取締役
	平成10年4月 同 代表取締役専務取締役
	平成13年4月 同 代表取締役副社長
	平成18年4月 同 取締役副会長
	平成19年6月 同 相談役 (平成22年7月退任)

奥村 萬壽雄 (おくむら ますお)	昭和22年11月8日生
略 歴	平成13年5月 大阪府警察本部長
	平成14年8月 警察庁警備局長
	平成16年1月 警視總監
	平成18年3月 財団法人全日本交通安全協会理事長、現在に至る。

以 上

## 別添2：新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

### 4. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

なお、上記4.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

以 上

# インターネットによる議決権行使について

## 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社が指定するインターネットウェブサイト(下記URLをご参照ください。)をご利用いただくことよってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、本書と同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

## 2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) 当社指定のURL「<http://www.it-soukai.com/>」にアクセスしてください。  
(<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>からのアクセスも可能です。)  
行使期間中の午前3時～午前5時は、上記URLにアクセスすることができませんので、ご了承ください。  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。  
議決権行使コード及びパスワードは、本書と同封の議決権行使書用紙右下に表示しております。
- 3) 画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

## 3. ご利用環境

- 1) パソコンをご利用の場合

◎パソコン

Windows®機種

(PDA、ゲーム機には対応していません。)

- ◎ブ ラ ウ ザ Microsoft® InternetExplorer 5.5以上  
なお、Microsoft® InternetExplorer 8以上については、ご利用いただけないことがあります。
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画 面 解 像 度 1024×768以上をご推奨いたします。
- 2) 携帯電話をご利用の場合
- ◎携 帯 電 話 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種  
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスを利用できることが必要です。  
(一部ご利用いただけない機種がございます。)

\*Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

\*「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

\*「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。

\*「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の登録商標又は商標です。

\*「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 4. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。

当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

#### 5. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法等についての専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

・電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）

・受付時間 土日休日を除く 午前9時～午後9時

以 上